

## 蘭越町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人蘭越町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬の額及び費用の弁償について、必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長、副会長、理事、監事、顧問・評議員
- (2) 評議員選任解任委員
- (3) 苦情解決第3者委員
- (4) 愛情銀行運営委員
- (5) その他会長が必要と認める者

(報酬等)

第3条 役員等が次の職務に従事したときは、別表に定める報酬を支給する。

- (1) 会長・副会長会議
- (2) 理事会及び評議員会
- (3) 監事監査及び運営指導監査
- (4) 評議員選任解任委員会
- (5) 苦情解決第3者委員会
- (6) 愛情銀行運営委員会
- (7) その他、会長が必要と認めた場合

(報酬の支給)

第4条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除したうえで、職務従事後に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務に従事したとき又は旅行したときは、役員等実費弁償支給規程により支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和8年4月1日から施行し、定款変更の認可後から適用する。

## 別表（第3条）

(1) 会長、副会長、理事、監事、顧問・評議員	1回2,063円
(2) 評議員選任解任委員	1回2,063円
(3) 苦情解決第3者委員	1回2,063円
(4) 愛情銀行運営委員	1回2,063円
(5) その他会長が必要と認める者	1回2,063円

注1) 報酬は、給与所得給与所得の源泉徴収税額表（令和8年分）日額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第二（令和7年4月30日財務省告示第122号改正））の乙欄による税額とする。

注2) 報酬額により税額は、乙欄のその日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額とする。